

瑞穂町令和モデルプラン

～すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる地域社会のための計画～

概要



●目的

「第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画（以下「第6次計画という。」）の期間が令和7年3月末をもって満了となることから、関連法令等や国が示す「令和モデル」に対応させるため、第7次計画として「瑞穂町令和モデルプラン～すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる地域社会のための計画～（以下「本計画」という。）」を策定しました。

●位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項の規定に基づいて策定するものです。

また、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と一体のものとして位置付けます。

●令和モデル

内閣府男女共同参画局が推進する「令和モデル」は、職業観・家庭観が大きく変化中、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿であり、社会全体で「男性は仕事、女性は家庭の昭和モデル」から「令和モデル」に切り替える時と示しています（令和5年度版男女共同参画白書）。

本計画は、瑞穂町男女共同参画社会推進委員会や瑞穂町男女平等推進担当者委員会委員（各課担当者）の意見等を聞きながら、これまでの行動計画からの継続性を確保するとともに、「令和モデル」を盛り込んだ計画に更新しました。

※令和モデル（内閣府男女共同参画局「令和5年度版男女共同参画白書」より）

▶ 職業観・家庭観が大きく変化中、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿が「令和モデル」
▶ 新しい動きに気づき、制度・慣行を今の時代に合ったものに変え、新しい発想、新しい叡智を取り入れ、全ての人々が活躍できる社会、「令和モデル」への転換の先にこそ、我が国のさらなる成長がある。「令和モデル」の早期実現に向けて、特に優先すべきことは、次のとおり。

- ① 男女とも自分の希望が満たされ、能力を最大限に発揮して仕事ができる環境の整備
- ② 男女ともに仕事と家事・育児等のバランスが取れた生活を送ることができること。
- ③ これらを下支えする前提としての女性の経済的自立

●第6次計画からの主な変更事項

- ① 内閣府男女共同参画局が推進している「令和モデル」を計画の名称や内容等に盛り込みました。
- ② 幅広い世代に本計画を見てもらい、知ってもらうため、「表紙等にみずほまるを掲載」「文字をユニバーサルデザインに統一」「用語解説のページの追加」等、分かりやすい表現にしました。
- ③ 時代に合わせた表現にするため、「SDGsの解説の追加」、「LGBTQ」だけでなくQ（クエスチョニング）やSOGI（ソジ）などを含めた「LGBTQなど」の表現に更新しました。

●計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。
これまでの計画名称・期間は、下記のとおりです。

計画名称	計画期間
第1次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	平成11年度～平成13年度
第2次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	平成14年度～平成16年度
第3次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	平成17年度～平成21年度
第4次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	平成22年度～平成26年度
第5次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	平成27年度～令和元年度
第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画	令和2年度～令和6年度
瑞穂町令和モデルプラン	令和7年度～令和11年度

基本理念

すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる地域社会を目指して【更】

基本目標

I 誰もが活躍できる環境づくり【更】

課題	施策
(1) 男女共同参画意識と多様性を尊重する意識の形成	①男女共同参画意識の啓発 1 男女共同参画推進のための情報提供や意識啓発 2 職員への情報提供や意識啓発 ②多様な性や生き方を尊重する意識の啓発 1 性自認、性的指向などの理解促進 2 L G B T Qなどに代表される性的マイノリティに配慮する意識啓発【更】 3 L G B T Qなどに代表される性的マイノリティに配慮した行政サービスの推進【新】 ③男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実 1 学校での固定的性別役割に捉われない指導の実施 2 男女共同参画の視点を持つ関係図書等の充実 ④職場、地域、学校などでのハラスメントの防止 1 ハラスメント防止に関する意識啓発 2 ハラスメントに関する相談体制の充実【更】
(2) 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進【更】	①女性の就労支援【新】 1 女性の就労相談、起業支援などの情報提供【新】 ②ワーク・ライフ・バランスの理解促進 1 ワーク・ライフ・バランス推進のための住民への意識啓発 2 ワーク・ライフ・バランスの促進や多様な働き方に向けた事業者などへの働き掛け 3 ワーク・ライフ・バランス推進のための職員への意識啓発 4 庁内でのワーク・ライフ・バランスの推進 5 ワーク・ライフ・バランス推進のための多様な柔軟な働き方の検討【新】 ③家庭での家事・育児や地域活動などにおける男性の参画促進 1 男性の家事・育児、地域活動などへの参画に向けた啓発 2 男性職員の育児休業などの取得に向けた啓発 3 男性の育児参画の推進 ④子育て支援の充実 1 子育て支援に関する情報提供 2 子育て支援事業の充実 3 子育てに関する相談事業の充実 4 保育所の受入れ態勢の充実 5 学童保育クラブの充実 6 ひとり親家庭などへの支援 ⑤介護者への支援の充実 1 介護者への周知や相談の実施 2 介護者への支援の実施
(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進	①女性職員の登用の促進 1 女性の採用拡大 2 女性管理職の登用促進のための職員の意識啓発 3 女性職員の活躍の推進 ②審議会などの委員への女性参画の拡大 1 審議会、委員会などの委員における女性の登用率の向上 2 女性が審議会、委員会などに参画しやすい環境整備 ③地域活動における男女共同参画の促進 1 地域活動への参画の促進

【新】新たに追加した施策

【更】文言を更新した施策

基本目標

II 安全・安心な生活の実現

課題	施策
(4) あらゆる暴力の根絶	①DV、虐待、性犯罪などの被害未然防止のための啓発 1 DVなどへの正しい知識の普及啓発 2 相談窓口の周知・情報提供 ②被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築 1 相談業務の充実 2 DV被害者の緊急一時保護のための支援 3 被害者の住民基本台帳事務における支援措置
(5) 防災における男女共同参画の促進	①女性の視点を取り入れた防災活動の推進 1 男女共同参画の視点での防災意識の啓発 2 防災対策での女性参画の推進 3 災害時要援護者の支援【新】 ②多様性に配慮した避難所運営の推進【更】 1 男女共同参画の視点での避難所運営 2 多様なニーズに配慮した避難物資などの整備【更】 3 男女共同参画の視点での避難所備品などの整備【新】

基本目標

III 男女共同参画社会推進体制の充実【更】

課題	施策
(6) 瑞穂町令和モデルプランの推進【更】	①庁内における男女共同参画社会推進体制の充実 1 庁内での男女共同参画施策の総合的な推進 ②関係機関などとの連携による推進体制の整備 1 瑞穂町令和モデルプランの進行管理【更】 2 関係機関などとの連携

第6次計画の目標達成度（令和2年度～令和5年度）

基本目標	課題	目標達成度（年度）			
		R2	R3	R4	R5
I 互いが認め合い、一人一人が活躍できる環境づくり	(1) 男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成	35%	48%	53%	56%
	(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	70%	78%	80%	81%
	(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進	44%	55%	50%	63%
II 安全・安心な生活の実現	(4) あらゆる暴力の根絶	82%	73%	73%	73%
	(5) 防災における男女共同参画の推進	47%	53%	87%	67%
III 男女共同参画社会推進の基盤づくり	(6) 計画の推進	67%	67%	67%	67%
全体結果		53%	62%	63%	68%



令和7年3月発行
 企画・編集 瑞穂町協働推進部協働推進課
 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地
 電話：042-557-7469
 FAX：042-556-3401
 メール：kyoudou@town.mizuho.Tokyo.jp

